

浜松いわた信用金庫 家族信託預金

「浜松いわた信用金庫 家族信託預金」は、あなたの大切なご預金を信頼できる家族等に管理してもらうための預金です。

家族信託とは、「財産を持っている人（委託者）が、信頼できる家族等（受託者）に財産を託して、定められた目的に従って財産を管理・処分してもらい、財産から得られる利益を定められた人（受益者）へ渡す仕組み」のことをいいます。

<預金の種類>

- ・普通預金（個人のお客様）
- ・無利息型普通預金（個人のお客様・法人のお客様）

※受託者名義での口座開設となります。

<申込手数料>

- ・11,000円（税込）

<ご注意事項>

- ・受益者保護のために受託者を監督する人（信託監督人）を選任していただきます。ただし信託監督人の選任が不要な場合もございますので、事前に当金庫にご相談ください。
- ・信託契約書（公正証書）に基づく口座開設となります。信託契約書については、事前に当金庫にご相談ください。

※信託契約書の作成等にかかる費用はお客様のご負担となります。

<お取引制限>

- ・本預金を窓口でお取扱いする場合は、口座取引店の窓口のみのお取扱いとさせていただきます。
- ・ご入金取引以外は、受託者および信託監督人の連署によるお取扱いとさせていただきます場合があります。
- ・キャッシュカードの発行はできません。
- ・インターネットバンキングのご契約はできません。
- ・マル優のお取扱いはできません。

※詳細（必要書類等）については、下記のご相談・お問い合わせ先までお申し出ください。

※反社会的勢力の申込はお断りします。

ご相談・お問い合わせ先

浜松いわた信用金庫 ソリューション支援部

電話：053-450-3310 9：00-17：00（土・日・祝日除く）

2021年10月1日現在